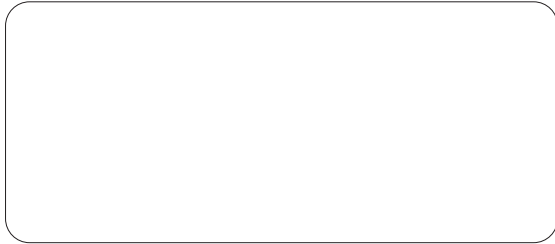


年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 納入通知書

(特別徴収開始通知書)



奈良県後期高齢者医療広域連合長

印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
決定理由	

保険料額
円

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
⑥限度超過額	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数 ⑩月割減額 ⑪保険料額⑨-⑩

期別保険料額

納期	期間	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	保険料額	
				特別徴収	普通徴収
月					
月					
月					
月					
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
月		第	期		
年間保険料×	／12月	計			
合			計	額	

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

徴収方法	これからの徴収方法
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

金融機関名		
種別		口座番号
口座名義人		

上記のとおり特別徴収額を決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

(注) 1 余白に口座振替通知書について記載する。

2 裏面に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすること、不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

第2号様式(第2条関係)

年度 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 兼 納入(変更)通知書

[Empty box for stamp or signature]

奈良県後期高齢者医療広域連合長



※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり更正しましたので通知します。

被保険者氏名 [] 被保険者番号 []

更正年月日 []
更正理由 []

保険料額 [] 円

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
更正前					
更正後					
	⑥限度超過額	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数
更正前					
更正後					
				⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨-⑩
更正前					
更正後					

期別保険料額

納期	期間	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	保険料額(変更前)		保険料額(変更後)	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
年間保険料×		／12月	計				
		合	計	額			
		差	引	増	減	額	

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。
(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

納付方法	前回徴収方法	今後徴収方法	金融機関名	
			種別	口座番号
特別徴収義務者			口座名義人	
特別徴収対象年金				

上記のとおり特別徴収額を変更しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長



(注)裏面に保険料の算出方法、不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第3号様式(第2条関係)

年度 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書 兼 納入通知書
(特別徴収開始通知書)

奈良県後期高齢者医療広域連合長 印
年 月 日

※ 年度の後期高齢者医療保険料(仮徴収額)を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
決定理由	

仮徴収額 _____ 円

仮徴収額は年間保険料額ではありません。

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額		②所得割率	③所得割額 ①×②		④均等割額	⑤算出額 ③+④
⑥限度超過額※1	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	⑩保険料額	※2 × ※3	⑪仮徴収額 ※4

- ※1 「⑥超過限度額」は「⑤算出額③+④」が _____ 万円を超えた分の金額です。
- ※2 仮徴収回数3回(4, 6, 8月)です。
- ※3 年間特別徴収回数6回(4, 6, 8, 10, 12, 2月)です。
- ※4 「⑪仮徴収額」は「⑩保険料額」の6分の1に相当する金額(100円未満切捨て)に3(仮徴収回数)を掛けた金額です。

これからの保険料納付方法

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

年度 後期高齢者医療保険料

仮徴収額	_____ 円
月分保険料	_____ 円
月分保険料	_____ 円
月分保険料	_____ 円

上記のとおり決定しましたので通知します。

奈良市長 印

- (注) 1 余白に仮徴収について記載する。
- 2 裏面に不服申し立て、取消訴訟等について記載する。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

奈良市長

印

年度後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書

後期高齢者医療保険に還付額が生じたので、通知します。

氏 名	
住 所	

支払金額		円
------	--	---

被保険者番号	過誤納となった年度(期)

納付すべき保険料	納 付 額	還 付 額	返 納 額	還 付 加 算 金

支 払 方 法		支 払 予 定 日	
金 融 機 関 名			
本 支 店 名			
口 座 番 号		種 別	
口 座 名 義 人			

上記のとおり、振込させていただきます。

(注) 余白に問い合わせ先並びに不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第5号様式(第2条関係)



年 月 日

奈良市長

印

後期高齢者医療保険料 過誤納金充当通知書

過誤納金を充当しましたので、通知します。

氏名	
住所	

充当金額		円
------	--	---

被保険者番号	年度/期	過誤納発生日	過誤納発生事由

納付すべき保険料	納付額	過誤納額	充当額	還付金	還付加算金

〈充当明細〉

調定	賦課	徴収	期別	納付すべき保険料	納付額	充当額	還付加算金	未納額

(注) 余白に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第7号様式(第2条関係)

督促状

あなたの後期高齢者医療保険料については、納期限を過ぎて未納となっています。

氏名	被保険者番号	調定コード	納付金額	指定納期限
年	度	第	期	分

指定納期限まではこの納付書で必ず納付してください。

年 月 日

奈良市長

印

※本書到着の際、すでに納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

(注) 余白に滞納処分、不服申立て及び取消訴訟並びに延滞金の算出方法について、裏面に納付場所について記載する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市下水道条例施行規則及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第38号

奈良市下水道条例施行規則及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則
(奈良市下水道条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市下水道条例施行規則(昭和51年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「又は奈良市簡易水道条例(平成17年奈良市条例第31号)」を削る。

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成13年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は奈良市簡易水道条例(平成17年奈良市条例第31号)」を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及

び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則
(市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正)

第1条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則(昭和28年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号中「、参事及び浄水場長」を「及び参事」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則(昭和41年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2号中「、参事及び浄水場長」を「及び参事」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第40号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良市税減免規則の一部改正)

第1条 奈良市税減免規則(平成21年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「障害者自立支援法(平成17年法律第12号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に改める。

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の9中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考3の(2)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市長等政治倫理条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

奈良市長等政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市長等政治倫理条例(平成25年奈良市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第5条第1項の辞退届は、別記第1号様式によるものとする。

(資産等報告書等)

第3条 条例第7条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第7条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第7条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船

及びその他とする。

4 条例第7条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第7条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第4条 条例第7条第1項の資産等報告書は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第7条第2項の資産等変更報告書は、別記第3号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第5条 条例第8条の所得等報告書は、別記第4号様式によるものとする。

2 条例第8条の所得等報告書の作成は、納税申告書を複写することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第9条の関連会社等報告書は、別記第5号様式によるものとする。

(報告書の訂正)

第7条 条例第7条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等変更報告書、条例第8条の所得等報告書及び条例第9条の関連会社等報告書を訂正しようとする場合は、市長は、訂正の箇所に認印を押印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(証明書類の添付)

第8条 条例第10条の証明書類は、次のとおりとする。

- (1) 不動産に係る固定資産税の課税標準額を証する書類
- (2) 預金及び貯金の残高を証する書類
- (3) 貸付金の額、残高等を証する書類
- (4) 借入金の額、残高等を証する書類
- (5) 収入を証する書類(確定申告書等の写し)

(税等の納付状況)

第9条 条例第11条の税等の納付状況を示す証明書類は、次のとおりとする。

- (1) 所得税及び事業税の前年分の納付状況を示すもの
- (2) 市県民税、固定資産税及び国民健康保険料の前年度分の納付状況を示すもの

(報告書等の閲覧)

第10条 条例第12条第2項の規定による資産等報告書等及び納税証明書等(以下「報告書等」という。)の閲覧は、これらを提出すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日(ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日)から行うことができる。

2 報告書等の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間(奈良市の執務時間を定める規則(平成元年奈良市規則

第31号) 第1条に規定する市の執務時間をいう。) 中にしなければならない。

3 報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告書等の写しの交付)

第11条 何人も、市長に対し、条例第12条第2項の規定により閲覧に供された報告書等の写しの交付を求めることができる。

2 前項の規定による報告書等の写しの交付及び送付に要する費用は、当該写しの交付を求める者の負担とする。

(調査請求書)

第12条 条例第14条第1項の調査の請求は、調査請求書(別記第6号様式)を提出してしなければならない。

(説明会の開催請求手続)

第13条 条例第18条第1項(条例第19条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求は、説明会開催請求書(別記第7号様式)を提出してしなければならない。

2 条例第18条第2項(条例第19条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求(以下「市民による説明会開催請求」という。)は、これを行おうとする市民の代表者が市民による説明会開催請

求書(別記第8号様式)を提出してしなければならない。

(市民による説明会開催請求書の提出後の手続)

第14条 市長は、市民による説明会開催請求があった場合において、説明会の開催を決定したときは、当該説明会の開催日時、場所その他必要な事項を開催日の7日前までに告示するとともに、当該市民による説明会開催請求に係る代表者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 市長は、市民による説明会開催請求があった場合において、説明会の開催をしないことを決定したときは、当該市民による説明会開催請求に係る代表者に対し、意見書を付してその旨を通知しなければならない。

3 前項の意見書は、市民の閲覧に供するものとする。この場合において、市長は、当該意見書の閲覧を開始する日時、閲覧期間及び閲覧場所を告示しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の廃止)
- 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年奈良市規則第55号)は、廃止する。

日 ④ ④
月
年

(提出者)
職 氏名
(法人等)
名称 住所
氏名 (続柄等)

届 退 辞

別記
第1号様式(第2条関係)

(宛先) 奈良市長

奈良市長等政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、市に対する請負(下請負を含む。)及び指定管理者の指定の申入れを辞退することを届け出ます。

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

奈良市長

㊟

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額	の 総 額
		円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘	柄	株 数
株			株
券			

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）
・自動車

種 類	数	量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその別を記入する。

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

• 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

• 美術工芸品

種	類	数	量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

• 船舶

種 類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

• 航空機

種 類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

• 美術工芸品

種 類	数	量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

第6号様式 (第12条関係)

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(調査請求代表者)

住 所
氏 名

㊟

調 査 請 求 書

奈良市長等政治倫理条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由の該当条項
 - ・奈良市長等政治倫理条例第3条第1項第 号に規定する政治倫理規準
 - ・奈良市長等政治倫理条例第5条第1項に規定する辞退届の提出義務
 - ・奈良市長等政治倫理条例第7条から第9条までに規定する資産等報告書等の虚偽記載

- 2 調査請求の対象者及び対象となる事由の内容

- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料
別添のとおり

第7号様式 (第13条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

職
氏名

㊟

説明会開催請求書

奈良市長等政治倫理条例第18条第1項 (第19条及び第20条において準用する第18条第1項) の規定により説明会の開催を請求します。

第8号様式(第13条関係)

日
月
年

(宛先) 奈良市長

(開催請求代表者)

住所
氏名

印

市民による説明会開催請求書

奈良市長等政治倫理条例第18条第2項(第19条及び第20条において準用する第18条第2項)の規定により、別紙のとおり選挙権を有する者の署名を添えて、説明会の開催を請求します。

説明を求めめる者

(平成25年3月29日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「次に掲げる事務」の次に「(市民生活部長にあっては、次項に掲げる事務を除く。)」を加え、同条部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第12号中「及び分納又は延納」を削り、同部分に次の9号を加える。

- (16) 市税を除く市の歳入(以下「収入金」という。)の滞納処分及び参加差押の決定及び解除
- (17) 収入金の滞納処分の停止の決定及び取消し
- (18) 収入金の徴収の猶予及び換価の猶予の決定及び取消し

- (19) 収入金の徴収停止の決定及び取消し
- (20) 収入金の履行期限を延長する特約又は処分の決定及び取消し
- (21) 収入金の担保の処分若しくは担保権の実行の手続又は強制執行の手続の決定及び取消し
- (22) 収入金の保全のための担保の要求又は仮差押え若しくは仮処分の手続の決定及び解除
- (23) 1件100万円以上の収入金の分納の承認及び取消し

(24) 収入金の徴収又は収納の事務の嘱託及び委託
第4条総務部長の部分の第4号を削り、同条市民生活部長の部分の第4号中「の減免、分納、延納及び徴収猶予並びに」を「及び」に改め、「及び徴収猶予申請の処理決定」を削り、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条保健福祉部長の部分の第9号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同部分の第10号から第14号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同部分中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第29号中「、分納、延納及び徴収猶予並びに介護給付利用者負担額の減額の決定」を削り、同号を同部分の第28号とし、同部分中第30号を第29号とし、第31号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、

同部分中第34号を削り、第35号を第33号とし、第36号から第44号までを2号ずつ繰り上げ、同条子ども未来部長の部分の第2号中「障害児通所支援」の次に「及び障害児相談支援」を加え、同部分の第6号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の準備及び運営に関する基準」に改め、同部分の第8号を削り、同条建設部長の部分の第8号から第10号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 危機管理監は、前項部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の各号に掲げる事務のうち、その職務及び所属職員に係るものについて、専決処理することができる。

第5条税務室長の部分の第1号中「の賦課に対する」を削り、同部分の第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 1件100万円以上の市税の分納の承認及び取消し
- (3) 市税の徴収猶予及び換価の猶予の決定及び取消し
- (4) 市税の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

第5条税務室長の部分に次の2号を加える。

- (5) 市税の滞納処分の執行停止及び停止の取消しの決定
- (6) 市税に係る担保の徴取、保全担保、保全差押及び担保の処分の決定

第6条第1項中「交通政策課リニア推進室長」を「観光戦略課リニア推進室長」に改め、同項課長共通の部分の第6号中「収入金」を「市税及び収入金」に改め、同部分中第22号を第31号とし、第21号の次に次の9号を加える。

- (22) 収入金の納入の通知及び督促
- (23) 収入金の繰上徴収及び履行期限の繰上げの決定
- (24) 収入金の交付要求(参加差押を除く。)の決定及び解除
- (25) 収入金の配当の要求その他債権の申出の決定及び取消し
- (26) 1件100万円未満の収入金の分納の承認及び取消し
- (27) 奈良市債権管理条例(平成25年奈良市条例第11号)第8条の規定に基づく、延滞金等の免除(免除基準が明確なものに限る。)
- (28) 奈良市債権管理条例施行規則(平成25年奈良市規則第27号)第5条の規定に基づく、徴収職員の指定及び徴収職員証の発行
- (29) 市税及び収入金の公示送達並びにこれに伴う納期の変更
- (30) 過誤納金の充当還付

第6条第1項市民税課長の部分の第7号を次のように改める。

- (7) 徴税吏員証及び市税犯則事件調査員証の発行

第6条第1項資産税課長の部分の第5号を次のように改める。

- (5) 徴税吏員証、市税犯則事件調査員証及び固定資産評価補助員証の発行

第6条第1項納税課長の部分から債権整理課長の部分までを次のように改める。

納税課長

- (1) 市税の交付要求(参加差押を除く。)の決定及び解除
- (2) 市税の繰上徴収の決定
- (3) 1件100万円未満の市税の分納の承認及び取消し
- (4) 市税の配当計算及び充当通知
- (5) 徴税吏員証の発行

滞納整理課長

- (1) 市税の交付要求(参加差押を除く。)の決定及び解除
- (2) 市税の繰上徴収の決定
- (3) 1件100万円未満の市税の分納の承認及び取消し
- (4) 市税の配当計算及び充当通知
- (5) 徴税の囑託及び受託
- (6) 徴税吏員証の発行

債権整理課長

- (1) 徴税吏員証の発行

第6条第1項国保年金課長の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを削り、第8号を第3号とし、第9号を第4号とする。

第6条第1項障がい福祉課長の部分中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項福祉医療課長の部分中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、同項介護福祉課長の部分中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第9号までを5号ずつ繰り上げ、同項子ども育成課長の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項子育て相談課長の部分を削り、同項保育課長の部分を次のように改める。

保育所・幼稚園課長

- (1) 保育所への入退所及び転所の承諾
- (2) 認定こども園(保育所型)への入退園の承諾

第6条第1項下水道総務課長の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、第10号から第12号までを5号ずつ繰り上げ、第13号を削り、同項住宅課長の部分を削る。

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第4条月々瀬行政センター地域振興課長の部分の第4号から第8号までを削り、同条都祁行政センター業務課長の部分の第4号から第8号までを削る。

附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月29日

病院 事業 課	看護 専門 学校	全 員	時差勤務	1週間当たり38時間45分とする。	1時間	日曜日及び 土曜日
---------------	----------------	--------	------	-------------------	-----	--------------

別表保育課の項中「保育課」を「こども園推進課」に改め、同表環境部の項中「施設課」を「クリーンセンター建設準備課」に改める。

附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。
平成25年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市庁議規程の一部改正)

第1条 奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育長」の次に「、統括官」を加える。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第2条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中幹事の欄中「環境政策課長」を「環境政策課長 エネルギー政策課長」に、「学務課長」を「教育総務課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第3条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「消防長」の次に「、統括官」を加える。

第9条第4項中「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同条第5項中「地域教育課」を「生涯学習課」に改める。

別表第1企画部会の項中「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同表研修部会の項中「法令遵守監察監」を「統括官、法令遵守監察監」に改め、同表調査研究部

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表保健所・教育総合センター管理課の項中「時差勤務」を「日勤」に、「1週間当たり38時間45分とする。」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改め、同表生活環境課の項の次に次のように加える。

会の項中「環境政策課長 施設課長」を「環境政策課長 エネルギー政策課長 クリーンセンター建設準備課長」に、「中央図書館長 学務課長」を「教職員課長 中央図書館長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「浄水場長 広報広聴課長」を「広報広聴課長」に改め、「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「子ども育成課長 子育て相談課長 保育課長」を「こども園推進課長 保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 子育て相談課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同表調査研究部会の項中「学務課長」を「教職員課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「子ども育成課長 子育て相談課長 保育課長」を「こども園推進課長 保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 子育て相談課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2幹事の欄中「環境政策課長」を「環境政策課長 エネルギー政策課長」に、「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)